

都立高等学校等における授業料の実質無償化について

令和6年度から、都立高等学校等の授業料が実質無償化されます。これまでは国の就学支援金により、世帯年収約910万円未満の生徒が無償化の対象でしたが、所得要件により就学支援金[※]の対象とならない生徒に対しても、新たに都が授業料を全額免除します。これにより、世帯年収にかかわらず、都立高等学校等の授業料が実質無償化されます。

※ 「学び直し支援金」の対象とならない生徒を含みます。詳細は、通学している経営企画室までお問合せください。

1 就学支援金について

【対象者】

世帯年収約910万円未満の生徒（昨年度までと変更はありません。）

保護者に代わり、国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより授業料が実質無償化されます。なお、保護者に直接現金が支給されるものではありません。

※ 世帯年収以外にも在籍期間等の要件があります。詳細は「令和6年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続きのお知らせ」をご覧ください。

2 授業料免除制度について

【対象者】

就学支援金の対象とならない生徒

所得要件により就学支援金の対象とならない生徒について、都が授業料を全額免除します。なお、保護者等に直接現金が支給されるものではありません。

※ 就学支援金の対象となるかどうかの審査を先に行うため、就学支援金の申請が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。

※ 本制度の予算については、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和6年4月1日に確定します。

3 申請手順

① 就学支援金を申請【対象：全ての生徒】

※ おおよその世帯年収が910万円未満の生徒が就学支援金の対象となりますが、**世帯構成員等によって世帯年収の目安は変動するため、世帯年収にかかわらず、まずは、就学支援金を申請してください。**なお、手続きの詳細は「令和6年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続きのお知らせ」をご参照ください。

※ 一度、マイナンバーを提出し、就学支援金を申請した場合、在籍期間にわたって、授業料免除制度を含む各種支援制度の申請において所得確認書類の提出が不要となります。

対象とならなかった場合

② 授業料免除制度を申請 【対象：就学支援金の対象とならない生徒】

※ 就学支援金の対象とならなかった生徒は、授業料免除制度の申請を行うことにより、実質無償化されます。

認定

免除決定

授業料の支払いは必要ありません

4 問合せ先

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

手続きに関する問合せ

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

実質無償化に関する問合せ

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862 (平日 9:00~17:45)

東京都教育委員会印刷物登録
令和5年度 第101号

東京都教育委員会

都立高校等における授業料免除制度の申請手続について

都立高等学校等に在学する生徒のうち、所得要件により高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）又は高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の対象とならない世帯に対して、教育費の負担を軽減するために、授業料を全額免除します。

（直接お金を支給する制度ではありません。）

1 対象となる方

次の全ての要件を満たしている者

- 都立高等学校又は都立中等教育学校の後期課程に在学していること
- 所得要件を除けば就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を得られること
- 申請年度の前年 12 月 31 日（新入生の場合は入学日）から申請日まで引き続き、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること

※ 所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金及び学び直し支援金の受給資格を得られない方は、本制度の対象となりません。

※ 所得要件を除けば学び直し支援金の支給要件を満たしている方については、申請方法等が下記と異なります。詳しくは、在学している学校の経営企画室にお問合せください。

※ 就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を得られる方は、当該支援金の申請を行うことにより授業料が無料となるため、原則として本制度の申請を行う必要はありません。

※ 年度の途中で、上記要件を満たさなくなる場合は、要件を満たさなくなった月以降の授業料は免除の対象外となります。

※ やむを得ない理由により一時的に都外に転居したこと等により上記要件を満たさない場合は、本制度の対象となる場合があります。住所要件についてご不明点がある場合は、在学している学校の経営企画室にお問合せください。

2 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、高等学校等の在学期間が、就学支援金を支給できる期間（休学期間を除き、全日制 36 月又は定時制・通信制 48 月以内）を超過していませんか？

超過していません

超過しています

免除対象外です。

現在在籍する学校において、令和 5 年度に就学支援金の申請を行いましたか？
（令和 6 年度新入生の場合は「いいえ」に進んでください。）

はい

いいえ

【昨年度の就学支援金が認定】

就学支援金が支給されている間は、本制度の申請は不要です。
詳しくは裏面「パターン A」をご確認ください。

【昨年度の就学支援金が不認定】

本制度の申請を行っていただくことで、令和 6 年度の授業料が免除になります。
詳しくは裏面「パターン B」をご確認ください。

まず、就学支援金の申請を行う必要があります。
詳しくは裏面「パターン C」をご確認ください。

3 申請方法

授業料免除を受けるためには、「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出が必要です。また、免除を受ける期間について、就学支援金の申請が行われている必要があります。以下パターンを確認の上、必要な手続きを行ってください。

手続時期	パターンA ※昨年度の就学支援金が 認定	パターンB ※昨年度の就学支援金が 不認定	パターンC ※昨年度の就学支援金が 不申請又は新入生
4月	6月までは就学支援金が支給されているため、手続は不要です。	・「授業料通信教育受講料減免申請書」の提出	・就学支援金の申請 (4月～6月分) ※不認定となった場合は、速やかに「授業料通信教育受講料減免申請書」を提出してください。
7月	・就学支援金の申請 (7月～翌6月分) ※不認定となった場合は、速やかに「授業料通信教育受講料減免申請書」を提出してください。	・就学支援金の申請 (7月～翌6月分)	・就学支援金の申請 (7月～翌6月分)

※ 就学支援金の申請方法は別途ご案内します。

※ 就学支援金の申請を行わない方は授業料免除を受けることはできません。また、税申告が行われておらず、就学支援金の審査が行えない場合は、授業料免除を受けることはできません。

※ 授業料免除は、申請した月から適用されます。

ただし、就学支援金を申請し、不認定となったことが判明してから授業料免除の申請を行う場合は、審査結果の通知があった日の翌日以降 30 日以内に授業料免除の申請を行うことで、就学支援金の申請月から免除が適用されます。

※ 原則として、就学支援金が不認定となってから授業料免除の申請を行っていただきますが、就学支援金の申請と同時に「授業料通信教育受講料減免申請書」を提出することも可能です。

※ 授業料免除の可否については、就学支援金の審査が完了後、随時お知らせします。

ただし、就学支援金が認定となる方については、就学支援金により授業料が無料となるため、授業料免除の審査及び結果通知は行いません。

4 提出期限・提出先等

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先/問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
☎ 03(5320)7862 (平日 9:00～17:45)